

みずほけんぽニュース

MIZUHO

2022 no.47 秋号

- P.2 【KENPO for all】 理事長挨拶
～組合員の方々の健康維持・増進について～
- P.3 令和3年度 決算のお知らせ
- P.4 みずほ健保ホームページをご利用ください！
- P.5 「医療費控除用通知」について
- P.6 「時間栄養学」で効果的な食事を！
- P.7 糖尿病と関係が深い歯周病
- P.8 マイナンバーカードを健康保険証として
利用出来るようになります（任意）/
被扶養者に係る異動の届出について
- P.9 加入資格を喪失したら保険証の返却を
- P.10 10月からの制度改正
- P.11 被扶養者の認定要件に『国内居住』が
加わっています
- P.12 みずほなんでも相談室/
健康・こころのオンライン/公告



「みずほけんぽニュース」は2023年春号から
Web化(みずほ健保HPにPDF掲載)いたします
発行(春・秋)の際は、みずほ健保HPのお知らせ等
でご案内いたします。

理事長挨拶



みずほ健康保険組合
理事長

人見 誠

～組合員の方々の健康維持・増進について～

日頃より当健保の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

国内で新型コロナウイルス感染症が発生してから2年半が経過しましたが、この間で運動習慣や食事習慣が変わられた組合員の方もいらっしゃると思います。

健康診断のデータからは、当健保の被保険者の方の健康状態は他健保と比較して良好と言えますが、新型コロナ発生前と後を比較しますと、「肥満」「血圧」「肝機能」「脂質」「血糖」5項目全てが悪化しております。また、生活習慣では、「運動習慣」や「朝食を抜く等の食事習慣」が悪化しております。

健康維持のためには、まず食習慣を見直すことから始めるのが近道と言われています。今回のけんぽニュースでは、体内時計と栄養学を組み合わせた「時間栄養学」の記事を掲載しておりますのでご参考にしていただければ幸いです。

また、今回のけんぽニュースでは歯周病対策についても特集しております。歯周病は口の中だけでなく心血管疾患、骨粗しょう症、メタボリックシンドローム等様々な全身疾患と関連性があると言われております。また、当健保では、糖尿病性腎症の重症化を防ぐ取組を行っておりますが、実は糖尿病と歯周病とは相互に悪影響を及ぼすことが分かっております。是非ご一読いただきたいと思っております。

最後に、当健保では、被扶養者・任意継続被保険者・特例退職被保険者の方向けに、ご自身の健康状態を確認できる「けんぽ共同健診」「人間ドック」等の各種健診補助制度をご用意しております。また新型コロナの収束が見通せない中、それらの受診をためらわれる方には、その代替手段として、郵送にて血液検査・尿検査・便検査が出来る「郵送検査」をご用意しております。組合員の皆さまにおかれましては、各種健診補助制度を適宜ご活用いただき、引き続きご自身の健康維持・増進に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

令和3年度決算組合会が7月20日に開催され、みずほ健康保険組合の令和3年度収入支出決算案が可決承認されました。その概要をお知らせいたします。

令和3年度 決算概要表

(単位：百万円)

一般勘定		収入	
項目	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	増減
健康保険収入（保険料等）	38,171	39,701	1,530
調整保険料収入	658	682	24
繰入金	2,034	88	△1,946
国庫補助金収入	45	611	566
診療所収入	1,030	958	△73
財政調整事業交付金	364	613	249
雑収入	33	55	22
収入合計	42,335	42,708	372
実体収入	40,418	42,708	2,290
実体支出	40,744	40,404	△340
実体収支	△326	2,304	2,629

実体収入 = 収入合計 - 別途積立金繰入

実体支出 = 支出合計 - 予備費

介護勘定		収入	
項目	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	増減
介護保険収入	5,077	5,250	173
繰越金	150	150	0
雑収入	0	0	0
収入合計	5,227	5,400	173

●決算の基礎数値

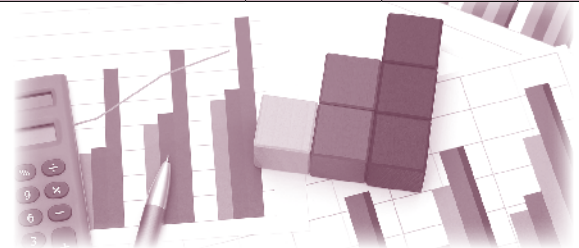
被保険者数	68,248人
平均標準報酬月額	481,412円
年間標準賞与総額	128,835,059千円
健康保険料率	79.0%（事業主51.0%・被保険者28.0%）
介護保険料率	16.80%（事業主8.40%・被保険者8.40%）

支出			
項目	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	増減
事務所費	430	360	△70
保険給付費	18,999	19,515	516
法定給付費	17,975	18,558	584
付加給付費	1,024	956	△68
納付金	17,273	17,266	△6
保健事業費	1,230	999	△231
営繕費	7	0	△7
診療所費	1,973	1,498	△475
財政調整事業拠出金	658	666	7
その他	174	101	△73
予備費	1,592	0	△1,592
支出合計	42,335	40,404	△1,931
収支差引	0	2,304	—

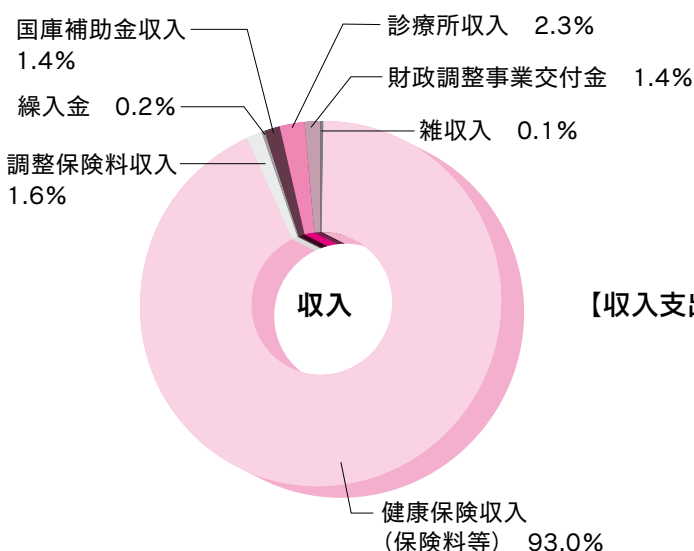
項目	令和2年度 末残高	令和3年度 末残高	増減
準備金残高	8,926	8,926	0
別途積立金残高	27,007	29,295	2,288

※四捨五入の関係により差異表示があります。

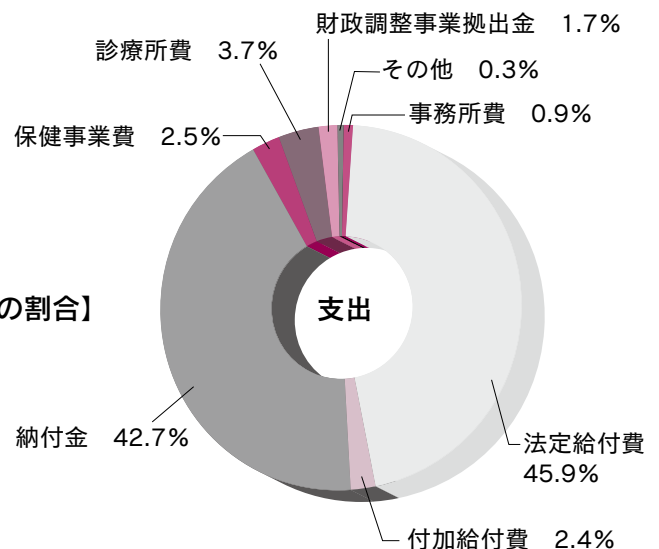
支出			
項目	令和3年度 予算額	令和3年度 決算額	増減
介護納付金	4,979	4,979	0
還付金	5	1	△4
予備費	243	0	△243
支出合計	5,227	4,981	△247
収支差引	0	419	—



グラフで見る決算状況



【収入支出の割合】



みずほ健保ホームページをご利用ください!

みずほ健康保険組合 検索 


<https://www.mizuho-kenpo.or.jp>


健康保険は、病気やケガ、出産や死亡といった事態に備える公的な医療保険制度です。

みずほ健保からのお知らせや手続き方法など、皆様の健康づくりに役立つ情報を掲載しておりますので、ご利用ください。



 各種手続きに必要な書類や申請方法等をすぐに探し出すことができます。

 目的のページへワンクリックでたどり着けます。

 けんぼニュースはここから閲覧できます。

 バナーをクリックすれば医療機関でかかった医療費がすぐに確認できます。

○ サイト閲覧はログインをしてから

○ スマホ・タブレットにも対応してます

保険証番号の記号・番号を半角で入力ください。
※みずほ証券の社員の方は、人事部から連絡のあった記号・番号を入力ください。



外出先でもサイトの閲覧が可能です。



<https://www.mizuho-kenpo.or.jp>



「医療費控除用通知」について

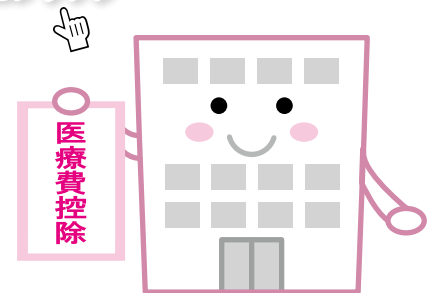
e-TAX 等で医療費控除の申告をする場合に利用可能な「医療費控除用通知」がみずほ健保 HP 上の KOSMO Web でダウンロードが可能で 2022 年分は 2023 年 1 月中旬から掲載予定です。



ログインして「医療費控除用通知」をクリック

「医療費控除用通知」データ内容は掲載時期によって変わります

データ掲載時期	医療機関・薬局等受診月
毎年 1 月中旬	前年 1 月～ 10 月受診
毎年 2 月中旬	前年 1 月～ 11 月受診
毎年 3 月中旬	前年 1 月～ 12 月受診



1 申告等に当たっての留意点

- ・医療機関等からの請求が遅延する分はデータ掲載時期も遅れます。
- ・医療費控除等の還付申告のみの方は例年3月15日を過ぎても申告を受け付けています。
- ・「医療費控除用通知」のダウンロード後のファイルには識別不能な文字列が含まれていますが、e-TAX 側へアップロード時に識別可能となりますので利用上の問題はありません。
- ・「医療費控除用通知」を印刷して添付で申告可能かどうかは申告税務署にご確認ください。

2 KOSMO WebのID・PWについて

- ・ID・PWがわからなくなった(過去にログイン実績あり)
KOSMO Web トップページ左下「IDを忘れた方はこちらから」・「パスワードを忘れた方はこちらから」それぞれIDの再通知・仮パスワードの発行が可能です。
- ・IDがわからない(過去にログイン実績なく、健保から送られた仮ID・仮PWの案内はがきも紛失)
「KOSMO Web ID・PW再発行依頼書」をご提出ください。
→みずほ健保HP/申請書類一覧/給付/KOSMO Web ID・PW再発行依頼書
またMHFG、MHBK、MHTB、MHRT(共通プラットフォーム人事制度利用者)の方はCOMPASからの出力も可能です。

医療費控除申告の不明点(e-TAX 操作方法・修正方法・申告時期含む)は
税務署にお問合せください。

体内時計と栄養学を組み合わせた「時間栄養学」で効果的な食事を！

(有)クオリティライフサービス
代表取締役・管理栄養士
小島 美和子

テレワーク導入等により、生活習慣が乱れている方が増えています。
健康維持のためには、まず食習慣を見直すことが重要です。

午前中の集中力を上げる朝食のとり方をしているのはAさん？それともBさん？



Aさん 会社の近くの
カフェやコンビ
ニのイートインで、
始業前にパンとコー
ヒーの朝ごはん。



Bさん 起床後早めに
朝ごはん。卵
かけご飯や納豆ご
飯などを食べる。



朝食は起床後時間をあけずに食べるのがおすすめ

私たちの体には体内時計が備わっています。体内時計は24時間より少し長いリズムで時を刻んでいるので、毎日リセットする必要があります。

リセットするのに大切なのが、朝の光を浴びることと、朝食をとることです。この2つのタイムラグが短いほうがリセット効果が高くなります。



朝食では「糖質」＋「たんぱく質」を

朝起きたばかりの体に不足している栄養素は糖質です。糖質は体に蓄えられる量が少ないのですが、体を動かしたり脳のエネルギー源となる重要な栄養素です。また、糖質とあわせてとりたいのがたんぱく質です。たんぱく質は、体の組織やホルモンなどを作る材料となり、体の代謝に欠かせません。そのため1日3食定期的にとる必要があります。



答え Bさん 体内時計をリセットして体を目覚めさせ、糖質＋たんぱく質の食事をとることで午前中の集中力がアップ！

運動するときに適切な食べ方をしているのはAさん？それともBさん？



Aさん ダイエットの
ため会社帰りに
スポーツジムへ。
帰宅後の夕食はサ
ラダをたっぷり！



Bさん 会社帰りに30分
ほどウォーキング。
歩く前に卵サンドを食
べ、帰宅後はおかず中
心の食事をとる。



ダイエット中でも糖質とたんぱく質は3食とる

たんぱく質はとりだめができないので、1日3食とることが大切です。また食事を抜くなど糖質が少なすぎると、筋肉を構成するたんぱく質が分解され、糖に変えられます。筋肉が減ると、代謝が落ち、やせにくい体になってしまいます。

ダイエット中も食事を抜いたりせず、栄養バランスのとれた食事を3食とりましょう。



運動後は早めに栄養補給を

昼食から時間が経っているときは、運動前に糖質＋たんぱく質の補食をとっておきましょう。運動の1時間ほど前までにたんぱく質をとるのが理想的。

運動後は筋肉の合成を促進するため、早めに食事をとりましょう。おかずは低脂肪・高たんぱく質の食品（魚、鶏肉、大豆など）を野菜と一緒に食べるのがおすすめ。ダイエット中ならご飯の量に気をつけて。



答え Bさん 運動後のたんぱく質摂取は大切ですが、運動量に比べてとりすぎてしまうと脂肪になってしまうので注意！

正しいお口のケアで
歯を一生守ろう

糖尿病と関係が深い 歯周病

歯周病は、口の中だけのことにとどまりません。心血管疾患、呼吸器感染症、早産・低体重児出産、骨粗しょう症、メタボリックシンドロームなど、さまざまな全身疾患と関連性があるといわれています。とくに、患者が増加傾向にある糖尿病とは、深く関係しています。

相互に悪影響を もたらす、 糖尿病と歯周病

糖尿病は、血糖値の高い状態が続くことで、全身のさまざまな場所で血管障害を起こす病気です。一方、歯周病は、細菌感染によって歯周組織に炎症が起こり、歯を支えている顎の骨がなくなっていく病気です。一見、関係ないように思える2つの病気ですが、実は互いに悪影響をもたらしています。



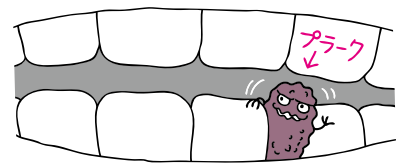
まずは、 歯周病対策を習慣に

歯周病を治療すると、糖尿病が改善することがわかってきています。もちろん、すでに血糖値に異常がある場合は、医師や保健師などの指導を受けて血糖コントロールを始めることが必要ですが、ふだんから歯周病対策を習慣にしておくことで、糖尿病の予防や症状改善にもつながります。

歯周病の原因は「プラーク* (歯垢)」 毎日きちんとみがき、ときにはプロの手を借りよう!

*プラーク…歯の表面に付着している白いネバネバした物質で、細菌の塊。

- ポイント①** 歯ブラシだけでは歯と歯のすき間のプラークは落としきれません。フロスや歯間ブラシも使いましょう。
- ポイント②** 口の中をよく観察し、こんなときは歯科で検査をしましょう。
朝起きたとき、口の中がネバネバする／歯みがきで出血する／硬いものが噛みにくい／口臭が気になる／歯肉がときどき腫れる／歯肉が下がり、歯と歯の間にすきまができた／歯がグラグラする
- ポイント③** 痛みがなくても、半年に1度は歯科で歯のクリーニングを受けましょう。



歯周病を「たかが歯ぐきの病気」と捉えず、
全身の健康を守るために、日頃のお口のケアを行いましょう。

マイナンバーカードを健康保険証として 利用出来るようになります（任意）

2021年10月より、医療機関等での準備が整い次第マイナンバーカードを健康保険証として利用出来るようになりましたが、開始時期は医療機関等により異なります。

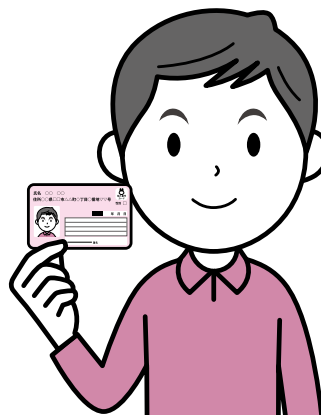
利用出来る医療機関等については、厚生労働省のホームページで順次公開されますが、医療機関側での体制が整うまでの間は、当面、現在ご利用の健康保険証もあわせてご持参ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルからの申込みが必要です。

●詳細はマイナポータル HP ([マイナポータル](#) [検索](#))
または以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。

※マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

※マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナポータル）
https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



被扶養者に係る異動の届出について

就職（パート・派遣先等での健保加入を含む^{*1}）、結婚、離婚、死亡などの異動があった場合や被扶養者の年間収入が130万円（60歳以上または厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障がい者である場合は180万円）以上となる場合など、被扶養者に変更があった場合は、お手続きが必要です。

^{*1} 年収130万円未満であっても、短時間労働者に対する社会保険の適用拡大の要件に当てはまる方は被扶養者とはならず、自身で健康保険・厚生年金保険に加入することになりますので、みずほ健保の被扶養者からの削除手続きが必要です。

下記をご参照の上、手続書類を事業主（勤務先）経由でご提出ください。（任意継続被保険者、特例退職被保険者の方は、直接、みずほ健保にご送付ください。）

主な変更理由	提出書類	提出期限
子どもなどが就職した	①被保険者・被扶養者変更届 ^{*2} ②就職（パート・派遣等）先の保険証コピー ③該当ご家族のみずほ健保の保険証	事由発生日から 5日以内
配偶者などがパート・派遣先等で健保に加入した		
子どもが結婚した	①被保険者・被扶養者変更届 ^{*2} ②該当ご家族のみずほ健保の保険証	
離婚した	①被保険者・被扶養者変更届 ^{*2} ②離婚日が確認できる書類のコピー ③該当ご家族のみずほ健保の保険証	
国内居住要件非該当	①被保険者・被扶養者変更届 ^{*2} ②該当ご家族のみずほ健保の保険証 ※状況に応じて書類の提出を求められることがありますので予めご了承ください。	

^{*2} 「被保険者・被扶養者変更届」は、みずほ健保ホームページから印刷することができます。

また、MHFG、MHBK、MHTB、MHRT（共通プラットフォーム人事制度利用者）所属の方はCOMPASからも印刷可能です。

「新規申請」⇒（給与・税金・社会保険関連）「健康保険」⇒「被保険者・被扶養者変更届」

加入資格を喪失したら 保険証の返却を

退職などによりみずほ健保の被保険者、就職などで被扶養者の加入資格がなくなったときは、保険証をみずほ健保に返却しなければなりません。みずほ健保の保険証は、みずほ健保に加入している間のみ使用することができます。

返却をせずに保険証を使った場合、無資格受診になりますので、後日、医療費の返還請求を行います。

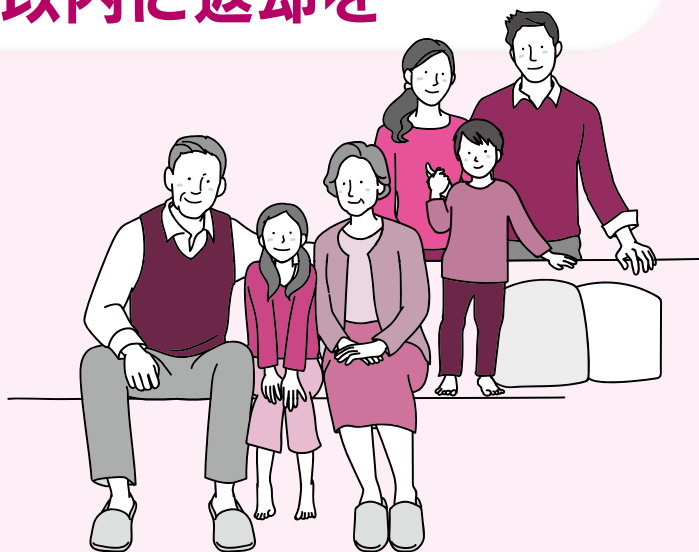
資格喪失後「みずほ健保の保険証」は使えません！



保険証は資格喪失後、 5日以内に返却を

被保険者が資格を喪失すると、被扶養者のご家族も保険証を使えなくなります。保険証はまとめてご返却いただきますようご協力をお願いします。

健康保険高齢受給者証や健康保険限度額適用認定証等がお手元にある場合は保険証と併せてご返却ください。



【ご返却先】

MHFG、MHBK、MHTB、MHRT、その他の会社…事業主（勤務先）経由でご返却ください。（被扶養者の手続きについては前頁の表をご参照ください。）

任意継続被保険者・特例退職被保険者の方も、資格喪失後5日以内にご返却が必要です。該当の方は直接みずほ健保にご返却ください。

健康保険法施行規則で、被保険者は「資格喪失後5日以内に保険証を返却する」ように、事業主は「遅滞なく保険証を回収して健保（保険者）に返納する」ように定められています。

昨年10月からスタートしたオンライン資格確認（受診者の保険証やマイナンバーカードにより医療機関等が最新の資格情報を確認できる仕組み）の実効性を確保するためにも、法令に沿った保険証の返却・回収が必須となりますので、ご協力をお願いします。

10月からの制度改正

◆従業員101人以上の勤め先のパート・アルバイトの方は社会保険の適用に

従業員101人以上の勤め先で働くパート・アルバイトの方は、以下のすべてに当てはまると社会保険の適用となり、厚生年金・健康保険に加入することになります。社会保険料を負担することになりますが、将来の年金が増えたり、病休期間や産休期間の手当金が支給されるなど、保障が厚くなります。

●従業員数101人～500人の勤め先で、以下のすべてに当てはまる方
(2024年10月からは51人以上の勤め先が対象)

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金が8.8万円以上
- ③2カ月を超える雇用の見込みがある
- ④学生ではない(休学中や夜間学生は加入対象)

ご家族が該当する場合は、
被扶養者でなくなります。
手続きをお忘れなく！



◆育児休業中の保険料の見直し

▼免除要件が見直されます

現在、月末時点で育児休業等を取得している場合、当該月の保険料が免除されています(ケース①)。改正後は、同月内に14日以上育児休業等を取得している場合にも、当該月の保険料が免除されるようになります(ケース②)。



また、賞与に係る保険料については、現在は月末時点で育児休業等を取得していると免除されていますが、改正後は育児休業等を1か月超取得している場合に限り、免除の対象となります。

被扶養者の認定要件に『国内居住』が加わっています

2020年4月から被扶養者認定の要件が見直され被扶養者になれる条件に「国内に住所を有していること」が加わりました。このため、被扶養者が国内に居住していない（住民票が日本国内にない）場合は、被扶養者の資格要件を満たしませんのでご注意ください。

なお、下記Aのケースは例外となります。

また、外国籍の被扶養者で日本国内に住所を有していても、日本に滞在する目的（ビザ）が下記Bに該当する場合、被扶養者とすることができません。

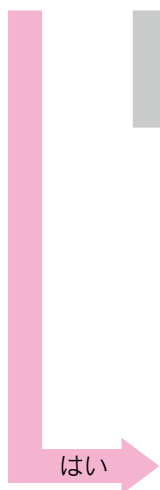
<該当の方がいる場合、お手続きについて下記までお問合せください>

MHFG、MHBK、MHTB、MHRT（共通プラットフォーム人事制度利用者）の方 → みずほ健保 中核会社担当者まで

上記以外の事業所の方 → 各事業所の人事・総務等健保担当窓口まで

任意継続被保険者・特例退職被保険者の方 → みずほ健保 任意継続・特例退職担当者まで

被扶養者が日本国内に住所を有しているか



A 日本国内に生活の基礎があると認められるもの (健康保険法施行規則第37条の2)

日本国内に生活の基礎があるか（以下の国内居住要件の例外に該当するか）

1. 外国において留学をする学生
2. 外国に赴任する被保険者に同行する者
3. 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外渡航する者
4. 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者
5. 上記に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

はい

○生計維持関係などの要件を満たせば被扶養者に該当*

※ 1～5に該当する場合は届出のお手続きが必要です

・渡航期間が一時的（ビザに有効期限あり）
・渡航理由が就労以外
・渡航目的が達成されたら帰国して日本で生活する蓋然性が高いと考えられる方です。

いいえ

× 被扶養者になれない

扶養削除のお手続きが必要です

外国籍の被扶養者が日本国内に住所を有しているか

いいえ

Aの要件を確認

はい

B この法律の適用を除外すべき特別な理由があるもの (健康保険法施行規則第37条の3)

日本での滞在目的（ビザ）が次の特定活動に該当するか

1. 病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動
2. 1.の医療を受ける活動を行う者の日常生活を世話する活動
3. 1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動

はい

× 被扶養者になれない

医療や観光等の目的が終了すれば母国へ帰国する可能性が高く、日本に生活の基礎があるとは考えにくい方です。

いいえ

○生計維持関係などの要件を満たせば被扶養者に該当

扶養削除のお手続きが必要です

みずほなんでも相談室のご案内

仕事や人間関係などの**職場での悩み**
経済問題や**家庭問題**など
 どんな悩みでも、お気軽にご相談ください！
 例えば、こんなことで悩んでいませんか？

- ★ 職場の上司や同僚との
人間関係がうまくいかない
- ★ 転職、係替えになったが、
新しい仕事になじめない
- ★ 子どもの教育資金や
住宅ローンの負担が重く、生活が苦しい
- ★ 夫婦や親子の関係がうまくいかない



ひとりで悩まず
 まずは、今すぐフリーダイヤル

☎ **0120-801-462**

E-Mail soudan@mizuho-kenpo.or.jp

電話料
相談料
無料

当室への相談はすべて**匿名でOK**。ご相談内容を会社や職場に知られることはありません。**秘密は厳守**します。当室で対応できない場合は、信頼できる相談機関をご紹介します。

相談時間 月曜～金曜日
午前9時30分～午後6時

土、日、祝祭日、年末年始は休み

健康・こころのオンライン

健康、メンタル、育児、高齢者ケア等の相談をお受けしています。

● 国内からの電話でのご相談

☎ **0120-606-116**

日時予約をしたい方は、アプリ版「みんなの家庭の医学」をダウンロードしご予約のうえご相談ください。

● 海外からの電話でのご相談

アプリ版「みんなの家庭の医学」をダウンロードしご予約のうえご相談ください。

● インターネットでのご相談 (国内・海外共通)

アプリ版又はWEB版「みんなの家庭の医学」の登録が必要です。詳しくはみずほ健保HPをご覧ください。

アプリダウンロードは
こちら→

AppStore Google Play

ユーザー登録方法は
みずほ健保HPをご覧ください。



● からだの相談時間 24時間365日

● こころの相談時間

平日 9:00 ~ 21:00
 土曜 10:00 ~ 18:00
 日・祝・1/1 ~ 1/3は休み

みずほ健保の各種お問い合わせは、下記にお願いいたします。

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

適用 → 加入・脱退・保険証に関するもの

- MHFG、MHBK、MHTB、MHRT ☎ 03-6626-2739
- その他の会社 ☎ 03-6626-2740
- 特例退職被保険者 ☎ 03-6626-2741
- 任意継続被保険者 ☎ 03-6626-2742

- 医療費・限度額認定証等 ☎ 03-6626-2735
- 出産・埋葬・治療用器具等 ☎ 03-6626-2736
- 各種健診関係 ☎ 03-6626-2744
- 保健指導等 ☎ 03-6626-2745
- 総務 けんぽニュース ☎ 03-6626-2748

公告

組合会議員の交代

異動等により議員の交代がありました（敬称略）

■ 選定議員

	新任	退任	
(株)みずほフィナンシャルグループ	伊藤 千代松	清川 光洋	R4.4.1
(株)みずほフィナンシャルグループ	横張 秀哉	村田 史淳	R4.4.1
(株)みずほフィナンシャルグループ	村田 成穂	鳥越 淳也	R4.4.1
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	中西 健夫	武市 寛	R4.4.1
みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)	達 昌宏	中西 健夫	R4.7.1

■ 互選議員(監事)

(株)みずほフィナンシャルグループ	藤浦 暁	横張 秀哉	R4.4.22
-------------------	------	-------	---------

事業所

● 事業所の廃止

(株)みずほプライベートウェルスマネジメント	4.3.23
みずほトラスト保証(株)	4.4.1
(株)KEC	4.4.29

● 事業所の所在地変更

みずほトラストオペレーションズ(株) 東京都中央区	→	東京都千代田区	3.11.22
ヒューリックビルド(株) 東京都千代田区	→	東京都中央区	4.4.25
(株)東京アドエージェンシー 東京都港区	→	東京都千代田区	4.6.13

事業の委託業者について

各種保健事業の実施にあたっては、以下の事業者へ業務委託を行います。

(株)ai-Health、(株)アーテム、(株)イーウェル、池袋藤久ビルクリニック、(株)エス・エム・エス、(株)エム・エイチ・アイ、ガリバー・インターナショナル(株)、(株)QOLeap、(株)サンプリ、(株)法研、(株)保健同人社、みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)、メドケア(株) (五十音順)

個人情報保護管理体制について

個人情報の取扱に関しては、「個人情報の保護に関する法律」等諸法令、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」等の厚生労働省通知、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等の関係省庁の作成した各種ガイドライン、及びみずほ健保の「個人情報保護管理規程」やプライバシーポリシー等に基づき、適正かつ厳格に管理運用いたします。また、個人情報処理を含む業務を委託する場合には、必要な個人情報保護対策を取り、委託先監査等を通じて個人情報の保護に万全を期します。